

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年10月19日（平成28年（行情）諮問第631号）

答申日：平成29年2月22日（平成28年度（行情）答申第745号）

事件名：特定期間における都道府県教育委員会等への外国籍教員の任用に関する指示文書等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書3（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月15日付け28受文科初第1359号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1

ア 法9条の規定に基づき、開示請求に係る行政文書の開示を決定し通知された。

しかし、開示請求の一部だけを開示、他の項目は黙殺（開示も不開示及びその理由も述べず）することは、あまりにも不誠実ででたらめな対応であり、このような決裁をすることは、法制定の趣旨を否定した、「知る権利」を踏みにじる行為であるといえる。

請求内容に該当する「関係部局、課や担当者間の会議や打合せの議事録、配布物、メモ等の関係する全ての文書・電子データ」を一つ一つ確定し、それぞれの消息を調べた上で、それぞれについて回答されたい。

イ 請求文書1ないし請求文書3（本件請求文書）の文書・電子データの開示を求めたが、開示を通知された文書は、文書1ないし文書3（本件対象文書）のみである。これは、請求文書3に関するものの一

部である。この請求文書3の研修講座資料に関しても、開示請求では、1991年3月以降のもの全てである。しかるに、直近3年分しか開示されていない。1991年3月以降、2013年分まで開示されたい。

開示決定された文書以外の請求された文書・電子データの開示をされたい。

関連する文書・電子データの名称、それぞれの存在の有無、「有」の場合は開示、開示不可の場合は理由を示されたい。「無」の場合はその理由を示されたい。

なお、請求文書2については、特定市教育委員会の担当者から、2008年4月以降に数度に渡り問い合わせたとの情報を得ている。

(2) 審査請求書2

ア 開示請求に係る行政文書の開示を決定し通知されたが、開示請求の一部だけを開示、他の項目は黙殺（開示も不開示及びその理由も述べず）することは、あまりにも不誠実でたらめな対応であり、法制定の趣旨を否定した、「知る権利」を踏みにじる行為である。審査請求書1を送付した。

また、平成28年10月13日に送付された開示文書の写し（添付資料）は、請求した内容を含まないものであった。あまりにもずさんといえる。請求内容に関係する箇所を隠蔽し無関係な箇所のみ開示したとも疑われる。いずれにしても、法の趣旨を踏みにじる違法行為といえる。

イ 請求文書1ないし請求文書3（本件請求文書）の文書・電子データの開示を求めたが、開示を通知された文書は、文書1ないし文書3（本件対象文書）のみである。これは、請求文書3に関するものの一部である。

平成28年9月16日付け行政文書の開示の実施方法等申出書によって開示を求めたところ、同年10月13日に、文書1ないし文書3の写しが郵送にて届いた。これをみると、請求した内容を含まない、無関係な箇所を複写したものであった。

ウ 文部省教育助成局長通知「在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について」（平成3年3月22日付け）で示された、外国籍者の「期限を附さない常勤講師」との任用に関して、これに関係する内容について都道府県及び指定都市教育委員会（以下、併せて「都道府県教育委員会等」という。）の人事担当者を対象とする研修会において扱われたことを、参加した教育委員会関係者から聞き及んでいる。そのため請求文書3の文書・電子データの開示を求めたところである。

エ 故意に請求内容に関係する箇所を隠蔽し無関係な箇所のみ開示したとするなら、法の趣旨を踏みにじる違法行為といえる。

(3) 意見書

(諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されているため、省略)

(添付資料省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件に係る開示請求は、請求文書1ないし請求文書3(本件請求文書)について開示を求めるものであり、開示請求の対象文書として文書1ないし文書3(本件対象文書)を開示する旨決定し、請求者宛て通知した。

本件対象文書につき、審査請求人から、審査請求書1及び審査請求書2の審査請求がされたところである。

2 原処分当たりの考え方について

(1) 審査請求人は、「関連する文書・電子データの名称、それぞれの存在の有無、「有」の場合は開示、開示不可の場合は理由を示されたい。

「無」の場合はその理由を示されたい。なお、請求文書2については特定市教育委員会の担当者から、2008年4月以降に数度に渡り問い合わせたとの情報を得ている。」と主張している。

ア 請求文書1に関し、該当する文書等の有無を調査、探索したが対象文書は存在しなかった。

イ 請求文書2に関し、該当する文書等の有無を調査、探索したが対象文書は存在しなかった。都道府県教育委員会等からは日々、各種の問い合わせがあるが、電話による問い合わせ時には口頭で回答することが通例である。

審査請求人は、「特定市教育委員会の担当者から、2008年4月以降に数度に渡り問い合わせたとの情報を得ている。」と主張しているが、前述のとおり書類を調査・探索したが対象文書は存在しなかった。

なお、文部科学省においては、文部科学省行政文書規則別表第一に基づき文書管理者が定める標準文書保存基準により、「教育委員会等照会回答」については保存期間が1年となっており、仮に文書で回答したとしても保存年限を過ぎている。

ウ 請求文書3に関し、文書1ないし文書3の文書を開示した。審査請求人は「1991年以降、2013年分まで開示されたい。」と主張している。請求内容に関し対象文書を調査した結果、平成26年度以降は教職員管理主事等研修講座において外国籍教員の任用に関する事項を扱っており開示したところだが、平成25年度は取り扱われてい

ないことを確認した。また、当該研修に関する文書保存期間は3年となっている。平成24年度以前について対象文書の有無を調査・探索したが対象文書は存在しなかった。

(2) 以上のことから、審査請求人が請求した内容に関する文書は本件対象文書のみであり、原処分における対応は妥当なものと考えている。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月22日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年12月19日 審議
- ⑤ 平成29年2月6日 審議
- ⑥ 同月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、請求文書1ないし請求文書3（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、請求文書3に該当するものとして文書1ないし文書3（本件対象文書）を特定し、全部開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、「開示決定された文書以外の請求された文書・電子データを開示されたい。」などとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、平成3年3月22日以降から現在（平成28年）までの間の請求文書1ないし請求文書3に該当する文書及び電子データを求めるものである。

イ 請求文書1について

(ア) 請求文書1は、外国籍教員の任用に関して都道府県教育委員会等に指示又は配布した文書及び当該文書の電子データを求めるものである。

(イ) 請求文書1に該当する文書は、文部科学省行政文書管理規則において保存期間が10年と規定されているため、平成3年度ないし平成17年度の文書は、既に保存期間を満了している。

なお、平成18年度以降については、外国籍教員の任用に関する

新たな通知（配付）はないため、都道府県教育委員会等へ指示又は配布した事例はない。

ウ 請求文書 2 について

（ア）請求文書 2 は、外国籍教員の任用に関する都道府県教育委員会等からの問合せに係る文書、文部科学省が回答した文書及び当該文書の電子データを求めるものと思われる。

（イ）上記第 3 の 2（1）イにおいて説明したとおり、文部科学省内の書庫・ロッカー等を探索したものの、請求文書 2 に該当する文書は発見できなかった。

（ウ）なお、請求文書 2 に該当する文書は、上記第 3 の 2（1）イで説明したとおり、文部科学省行政文書規則において保存期間 1 年と規定されている。請求文書 2 に該当する文書を探索したものの発見できなかったことから、仮に、審査請求人が主張する特定市教育委員会からの問合せが文書でなされていたとしても、保存期間満了に伴い既に廃棄されたものと思われる。

エ 請求文書 3 について

（ア）請求文書 3 は、文部科学省が主催する都道府県教育委員会等の人事担当者を対象とした教職員管理主事等研修講座（以下「管理主事研修」という。）における外国籍教員の任用に関する指示又は配布した文書及び当該文書の電子データを求めるものと思われる。

（イ）管理主事研修では、任用・人事、分限・懲戒、服務・勤務時間など多くの事項について研修を行っているところ、平成 26 年度ないし平成 28 年度に行われた管理主事研修の演習問題に外国籍教員の任用に関する情報が記載されていたことから、原処分においては、文書 1 ないし文書 3 を請求文書 3 に該当する文書として特定し、該当する頁（文書 1 ないし文書 3 の各 1 枚）を開示実施（複写したものを交付）した。

審査請求人は、上記第 2 の 2（2）アにおいて「開示文書の写しは、請求した内容を含まないものであった。」旨主張するが、管理主事研修において配付した本件対象文書には、外国籍教員の任用に関する情報が記載されていることから、本件対象文書を特定した原処分は妥当であると考えます。

（ウ）なお、平成 25 年度の管理主事研修の演習問題や配付文書に外国籍教員の任用に関する記載はなく、さらに、管理主事研修に関する文書は、文部科学省行政文書管理規則において保存期間 3 年と規定されているため、平成 24 年度以前の文書は、既に保存期間を満了している。

オ 諮問後、念のため行政ファイル管理簿及び文部科学省内の書庫・ロ

ッカー等の探索を再度行ったが、本件請求文書に該当する文書は本件対象文書の外に発見できなかった。

カ 以上のことから、文部科学省では、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書は保有しておらず、原処分における文書の特定は妥当であると考えます。

(2) 本件請求文書の対象として特定すべき文書は、本件対象文書の外に保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

文部省教育助成局長通知「在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について」（1991年3月22日付け）以降から現在までの、都道府県及び指定都市教育委員会への外国籍教員に関する指示文書及び配布された文書，電子データ

請求文書1 都道府県及び指定都市教育委員会への外国籍教員の任用に関する及び配布された文書，電子データ

請求文書2 外国籍教員の任用に関しての都道府県及び指定都市教育委員会からの問い合わせ及び文科省の回答

請求文書3 都道府県及び指定都市教育委員会の人事担当者を対象とする研修会における，外国籍教員の任用に関する指示文書及び配布された文書，電子データ

2 本件対象文書

文書1 平成26年度教職員管理主事等研修講座演習問題問3

文書2 平成27年度教職員管理主事等研修講座演習問題問3

文書3 平成28年度教職員管理主事等研修講座演習問題問3